

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例(規則)について

平成26年6月11日

平成26年度 第2回子ども・子育て会議資料

1. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について

◆確認制度

新制度では、「認可」を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、利用定員を定めた上で給付の対象となることを「確認」し、給付費(委託費)を支払う。

(1) 確認を受ける施設・事業者に対しては、次のことが求められる。

① 学校教育法、児童福祉法等に基づく「認可基準」を満たすこと

② 市町村の条例で定める運営に関する基準(運営基準)を満たすこと

(子ども・子育て支援法第34条第2項、第46条第2項)

(2) 市町村で定める運営基準の策定にあたって、国が定める基準(内閣府令)を踏まえ、策定する。

(国が定める基準)

○「従うべき基準」

※「従うべき基準」と異なる内容を定めることは認められず、その基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容

●「利用定員」

●「小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持」

●「小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの」

○「参酌すべき基準」

※「参酌すべき基準」を十分参照した上であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容

●「従うべき基準」以外の事項

(御殿場市の対応基準)

国が定める基準(内閣府令)によると、従うべき基準と参酌すべき基準が混在しているが、基本的には国の基準どおりとする。

⇒本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないため。

2. 利用定員の設定方法について

確認にあたっては、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設又は地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、1号・2号・3号認定の区分ごとに利用定員を定める。

(認可定員の範囲内で利用定員を設定) (子ども・子育て支援法第31条、第43条)

	満3歳以上		満3歳未満
	①1号認定 (法第19条第1項第1号)	②2号認定 (法第19条第1項第2号)	③3号認定 (法第19条第1項第3号)
特定教育・保育施設(施設型給付)			
幼保連携型認定こども園	○(※1)	○	○(※1)
幼稚園型認定こども園	○	○	○(※1)
保育所型認定こども園	○	○	○(※1)
地方裁量型認定こども園	○	○	○(※1)
保育所	(※3)	○(※2)	○(※2)
幼稚園	○	(※3)	
特定地域型保育事業者(地域型保育給付)			
小規模保育	(※3)	(※3)	○
家庭的保育	(※3)	(※3)	○
居宅訪問型保育	(※3)	(※3)	○
事業所内保育	(※3)	(※3)	○(従業員枠・地域枠)

※1 定員を設定しないことも可能。 ※2 ②③いずれかのみの設定も可能。 ※3 特例給付による利用形態あり。

3. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

【1】利用定員に関する基準

分 類	事 項
(1) 利用定員	① 利用定員の上限及び下限 ② 利用定員と子どもの年齢 ③ 定員の遵守

【2】運営に関する基準

分 類	事 項
(1) 利用開始に伴う基準	① 内容・手続きの説明、同意、契約 ② 応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止） ③ 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 ④ 支給認定証の確認、支給認定申請の援助
(2) 教育・保育の提供に伴う基準	① 幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 ② 子どもの心身の状況の把握 ③ 子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む） ④ 連携施設との連携（地域型保育事業のみ） ⑤ 利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む） ⑥ 利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止） ⑦ 特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外利用の取扱い）
(3) 管理・運営等に関する基準	① 施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規定の策定、提示 ② 秘密保持、個人情報保護 ③ 事故防止及び事故発生時の対応 ④ 評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価） ⑤ 苦情処理 ⑥ 会計処理 ⑦ 記録の整備 ⑧ 管理・運営に関するその他の事項
(4) 撤退時の基準	① 確認の辞退・定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等）

【１】利用定員に関する基準

(※) 従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

分類	項目	国の示す基準の内容	※	市の基準（案）	内閣府令	市規則（案）	
(1) 利用定員	①利用定員の上限及び下限	＜特定教育・保育施設＞ ・認定こども園、保育所の利用定員は、20人以上とする。	従	国基準のとおり	第4条第1項	第3条第1項	
		＜特定地域型保育事業＞ ・家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業の利用定員は、次の表のとおりとする。	従	国基準のとおり	第37条第1項	第36条第1項	
		事業類型					利用定員
		①家庭的保育事業					1人以上5人以下
		②小規模保育事業（A型・B型）					6人以上19人以下
	③小規模保育事業（C型）	6人以上10人以下					
	④居宅訪問型保育事業	1人					
②利用定員と子どもの年齢		＜特定教育・保育施設＞ ・認定こども園、幼稚園、保育所の利用定員は、次の区分ごとに定める。 ①1号（教育標準時間認定）3歳～5歳 ②2号（保育認定）3歳～5歳 ③3号（保育認定）1歳・2歳 ④3号（保育認定）0歳	従	国基準のとおり	第4条第2項	第3条第2項	
		＜特定地域型保育事業＞ ・家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業の利用定員は、事業所ごとに次の区分ごとに定める。 ①3号（保育認定）1歳・2歳 ②3号（保育認定）0歳	従	国基準のとおり	第37条第2項	第36条第2項	
		③定員の遵守	・やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて受け入れを行ってはならない。 ・年度中における特定教育・保育、特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	参	国基準のとおり	第22条 第48条	第21条 第47条

【2】運営に関する基準

(※) 従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

分類	項目	国の示す基準の内容	※	市の基準（案）	内閣府令	市規則（案）
(1) 利用開始に伴う基準	①内容及び手続きの説明、同意、契約	・ 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育又は特定地域型保育の提供の開始について、同意を得なければならない。	従	国基準のとおり	第5条第1項 第38条第1項	第4条第1項 第37条第1項
		・ 保護者の申出に対応して、文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することも可能とする。	参	国基準のとおり	第5条第2項～ 第6項 第38条第2項 （準用）	第4条第2項～ 第6項 第37条第2項 （準用）
	②応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止）	・ 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 ※「正当な理由」とは、次のような場合を基本とする。 ①定員に空きがない場合 ②定員を上回る利用の申込みがあった場合（選考が必要） ③その他特別な事情がある場合	従	国基準のとおり	第6条第1項 第39条第1項	第5条第1項 第38条第1項
		・ 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な施設・事業を紹介する等の適切な措置を講じなければならない。	参	国基準のとおり	第6条第5項 第39条第4項	第5条第5項 第38条第4項
		・ 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、当該施設の利用について市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	従	国基準のとおり	第7条第1項 第40条第1項	第6条第1項 第39条第1項
		・ 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所）又は特定地域型保育事業者は、当該施設の利用について市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	従	国基準のとおり	第7条第2項 第40条第2項	第6条第2項 第39条第2項

分類	項目	国の示す基準の内容	※	市の基準（案）	内閣府令	市規則（案）
	③定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	<幼稚園、認定こども園> ・利用の申込みに係る1号認定子どもの数と現に利用している1号認定子どもの総数が、1号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合、「抽選」、「申込みを受けた順序」、「当該施設の設置者の教育・保育に関する理念」、「基本方針」等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。	従	国基準のとおり	第6条第2項	第5条第2項
		<保育所、認定こども園> ・利用の申込みに係る2号又は3号認定子どもの数と現に利用している2号又は3号認定子どもの総数が、2号又は3号認定の利用定員の総数を超える場合は、「保育の必要の程度」及び「家族等の状況」を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	従	国基準のとおり	第6条第3項	第5条第3項
		<特定地域型保育事業> ・利用の申込みに係る子どもと利用中の子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合は、「保育の必要の程度」及び「家族等の状況」を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	従	国基準のとおり	第39条第2項	第38条第2項
	④支給認定証の確認、支給認定申請の援助	・特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証により支給認定の有無、認定区分（1号・2号・3号）、有効期間等確かめるものとする。	参	国基準のとおり	第8条 第50条（準用）	第7条 第49条（準用）
		・特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	参	国基準のとおり	第9条第1項 第50条（準用）	第8条第1項 第49条（準用）

分類	項目	国の示す基準の内容	※	市の基準（案）	内閣府令	市規則（案）
(2)教育・保育の提供に伴う基準	①幼稚園教育要領等に則った教育・保育の提供	<特定教育・保育施設> ・次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 ①幼保連携型認定こども園：幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ②認定こども園（①以外）：幼稚園教育要領又は保育所保育指針（幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえる） ②幼稚園：幼稚園教育要領 ③保育所：保育所保育指針	従	国基準のとおり	第15条第1項、第2項	第14条第1項、第2項
		<特定地域型保育事業> ・保育所保育指針に基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。	従	国基準のとおり	第44条	第43条
	②子どもの心身の状況の把握	・特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、特定教育・保育又は特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	参	国基準のとおり	第10条 第41条	第9条 第40条
		・常に子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならない。	参	国基準のとおり	第17条 第50条（準用）	第16条 第49条（準用）
		・子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなくてはならない。	参	国基準のとおり	第18条 第50条（準用）	第17条 第49条（準用）

分類	項目	国の示す基準の内容	※	市の基準（案）	内閣府令	市規則（案）
	③子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む）	①利用児童の平等取扱い ・子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	従	国基準のとおり	第24条 第50条（準用）	第23条 第49条（準用）
		②虐待等の禁止 ・職員は、子どもに虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従	国基準のとおり	第25条 第50条（準用）	第24条 第49条（準用）
		③懲戒に係る権限の乱用禁止 ・幼保連携型認定こども園及び保育所、特定地域型保育事業者は、懲戒に関し子どもの福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。	従	国基準のとおり	第26条 第50条（準用）	第25条 第49条（準用）
	④連携施設との連携（地域型保育事業のみ）	・特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業者を行うものを除く。）は、連携協力を行う幼稚園、保育所、認定こども園を適切に確保しなければならない（※利用定員が20人以上の事業所内保育事業を行う者を除く。）	従	国基準のとおり	第42条第1項、 第3項	第41条第1項、 第3項
		・居宅訪問型保育事業を行うものは、乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。ただし、連携する施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいては、この限りでない。	従	国基準のとおり	第42条第2項	第41条第2項
		・特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。	従	国基準のとおり	第42条第4項	第41条第4項

分類	項目	国の示す基準の内容	※	市の基準（案）	内閣府令	市規則（案）
	⑤利用者負担の徴収 （実費徴収、上乗せ徴収を含む）	・特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から利用者負担額の支払を受けるものとする。 ・特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、教育・保育の提供に当たって、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と、基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。 ・特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。 ①日用品、文房具等の購入に要する費用 ②特定教育・保育又は特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用 ③食事の提供に要する費用 ④特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 ⑤上に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育保育又は特定地域型保育の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの ・特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、上記の支払を受ける額のほか、直接支給認定子どもの便益を向上させるものであって、支給認定保護者に支払を求めることが適当である便宜について、当該便宜にかかる費用の額の支払を当該支給認定保護者から受け取ることができる。 ・特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収を行う場合、各施設・事業者においてあらかじめ額や理由を明示することを求め、保護者に対して説明、文書による同意を得なくてはならない。	従	国基準のとおり	第13条第1項～第6項 第43条第1項～第6項	第12条第1項～第6項 第42条第1項～第6項

分類	項目	国の示す基準の内容	※	市の基準（案）	内閣府令	市規則（案）
	⑥利用者に関する市町村への通知 （不正受給の防止）	・給付（委託費）を受けている子どもの保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている、又は受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に対して通知しなければならない。	参	国基準のとおり	第 19 条 第 50 条（準用）	第 18 条 第 49 条（準用）
	⑦特別利用保育・特別利用教育の提供 （定員外利用の取扱い）	・特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育・特定利用地域型保育（※）を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容は、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。 ※「特別利用保育」：教育標準時間認定（1号）子どもが、特定教育・保育施設（保育所に限る）から受ける保育をいう。 ※「特別利用教育」：満3歳以上保育認定（2号）子どもが、特定教育・保育施設（幼稚園に限る）から受ける教育をいう。 ※「特別利用地域型保育」：教育標準時間認定（1号）子どもが、特定地域型保育事業者から受ける特定地域型保育をいう。 ※「特定利用地域型保育」：満3歳以上保育認定（2号）子どもが、特定地域型保育事業者から受ける特定地域型保育をいう。	従	国基準のとおり	第 35 条第 1 項 ～第 3 項 第 36 条第 1 項 ～第 3 項 第 51 条第 1 項 ～第 3 項 第 52 条第 1 項 ～第 3 項	第 34 条第 1 項 ～第 3 項 第 35 条第 1 項 ～第 3 項 第 50 条第 1 項 ～第 3 項 第 51 条第 1 項 ～第 3 項

分類	項目	国の示す基準の内容	※	市の基準（案）	内閣府令	市規則（案）
(3) 管理・運営に関する基準	①施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規定の策定、提示	・特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 ①施設・事業の目的及び運営の方針 ②提供する特定教育・保育又は特定地域型保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④特定教育・保育又は特定地域型保育を提供する日及び時間、提供を行わない日 ⑤支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥認定区分ごとの利用定員 ⑦特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 ⑪その他重要事項	従	国基準のとおり	第 20 条 第 46 条	第 19 条 第 45 条
		・特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、当該施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	参	国基準のとおり	第 23 条 第 50 条(準用)	第 22 条 第 49 条(準用)

分類	項目	国の示す基準の内容	※	市の基準（案）	内閣府令	市規則（案）
	②秘密保持、個人情報保護	・職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又は家族の秘密を漏らしてはならない。	従	国基準のとおり	第27条第1項 第50条（準用）	第26条第1項 第49条（準用）
		・職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又は家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。	従	国基準のとおり	第27条第2項 第50条（準用）	第26条第2項 第49条（準用）
		・小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。	従	国基準のとおり	第27条第3項 第50条（準用）	第26条第3項 第49条（準用）
	③事故発生及び事故発生時の対応	・事故の発生又はその再発を防止するため、以下のような措置を講じなければならない。 ①事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること ③事故発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと	従	国基準のとおり	第32条第1項 第50条（準用）	第31条 第49条（準用）
		・事故が発生した場合は、速やかに市町村、子どもの家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	従	国基準のとおり	第32条第2項 第50条（準用）	第31条第2項 第49条（準用）
		・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	従	国基準のとおり	第32条第3項 第50条（準用）	第31条第3項 第49条（準用）
		・賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償を行わなければならない。	従	国基準のとおり	第32条第4項 第50条（準用）	第31条第4項 第49条（準用）

分類	項目	国の示す基準の内容	※	市の基準（案）	内閣府令	市規則（案）
	④評価（事項評価、学校関係者評価、第三者評価）	・自ら提供する特定教育・保育又は特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	参	国基準のとおり	第16条第1項 第45条第1項	第15条第1項 第44条第1項
		・定期的に保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。	参	国基準のとおり	第16条第2項 第45条第2項	第15条第2項 第44条第2項
	⑤苦情処理	・提供した特定教育・保育又は特定地域型保育に関する支給認定子ども又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口等の設置その他の必要な措置を講じなければならない。	参	国基準のとおり	第30条第1項 第50条（準用）	第29条第1項 第49条（準用）
		・苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	参	国基準のとおり	第30条第2項 第50条（準用）	第29条第2項 第49条（準用）
		・提供した特定教育・保育又は特定地域型保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	参	国基準のとおり	第30条第3項 第50条（準用）	第29条第3項 第49条（準用）
		・提供した特定教育・保育又は特定地域型保育に関し、市町村が行う報告又は当該市町村の職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。	参	国基準のとおり	第30条第4項 第50条（準用）	第29条第4項 第49条（準用）
		・市町村から求めがあった場合、改善の内容を市町村に報告しなければならない。	参	国基準のとおり	第30条第5項 第50条（準用）	第29条第5項 第49条（準用）
	⑥会計処理	・他の事業の会計と区分しなければならない。	参	国基準のとおり	第33条 第50条（準用）	第32条 第49条（準用）

分類	項目	国の示す基準の内容	※	市の基準（案）	内閣府令	市規則（案）
	⑦記録の整備	・特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	参	国基準のとおり	第34条第1項 第49条第1項	第33条第1項 第48条第1項
		・特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定教育・保育又は特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 ①特定教育・保育又は特定地域型保育の提供に当たっての計画 ②提供した特定教育・保育又は特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録 ③支給認定保護者に関する市町村への通知に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	参	国基準のとおり	第34条第2項 第49条第2項	第33条第2項 第48条第2項
	⑧管理・運営に関する その他の事項	①勤務体制の確保 ・適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定め、必要な研修機会を確保し、資質向上等を図ることを求めることとする。	参	国基準のとおり	第21条第1項 ～第3項 第47条第1項 ～第3項	第20条第1項 ～第3項 第46条第1項 ～第3項
		②情報の提供等 ・支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設又は特定教育保育事業所を選択できるように提供する特定教育保育又は特定地域型保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない ・特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならない。	参	国基準のとおり	第28条第1項 ～第2項 第50条（準用）	第27条第1項 ～第2項 第49条（準用）
		③利益供与等の禁止 ・特定教育・保育施設又は特定教育保育事業者は、利用者支援事業者等、その他施設・事業者等に施設・事業を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を供与または、收受してはならない。	参	国基準のとおり	第29条第1項 ～第2項 第50条（準用）	第30条第1項 ～第2項 第49条（準用）

分類	項目	国の示す基準の内容	※	市の基準（案）	内閣府令	市規則（案）
(4) 撤退時の基準	①確認の辞退・定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等）	・施設・事業の撤退時における市又は特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者等からの連絡調整等については、当該施設又は事業を現に利用している子ども・保護者に対して継続して保育が提供されるよう、できる限り協力することとする。 ・上記に伴い、協力する教育・保育施設又は地域型保育事業者については、利用定員の弾力化に当たって配慮することとする。	参	国基準のとおり	※なし 子育て支援法 第34条第5項 第46条第5項	※なし